

大規模地震発生時の対応について

本文において「大規模地震」とは、本校所在地（岡崎市）において震度 5 弱以上の地震が観測された場合をいう。

1. 大規模地震が発生した場合

(1) 屋内にいる場合

机の下に身を隠し、落下物等から頭部及び身体を保護する。

(2) 屋外にいる場合

建物、塀、ガラス、自動販売機その他倒壊又は落下のおそれがあるものから離れ、安全な場所へ避難する。

(3) 揺れがおさまるまでは、慌てて移動せず、安全確保を最優先とする。

2. 在校中に大規模地震が発生した場合

(1) 生徒及び教職員は、直ちに安全確保行動をとる。

(2) 教職員は生徒の安全確認を行うとともに、校舎、設備等の被害状況を確認する。

(3) 津波、火災、建物被害その他の危険が予測される場合は、速やかに指定された避難場所へ避難する。

(4) 生徒及び教職員は、校内放送その他の指示に従い、安全が確認されるまで校内又は指定された場所で待機する。

(5) 校長は、校内及び周辺地域の状況を確認し、授業継続、中止、下校又は保護者への引渡しその他必要な措置を決定する。

(6) 交通機関の運休、道路の損壊その他の事情により安全な下校が困難な場合は、学校において待機させるものとする。

3. 在校中に避難指示等が発令された場合

行政機関から避難指示等が発令された場合は、その指示に従うとともに、校長は生徒及び教職員の安全確保を最優先とし、校内待機、避難所への移動その他必要な措置を講ずる。

4. 登下校中に大規模地震が発生した場合

(1) 生徒は、直ちに身の安全を確保する行動をとる。

(2) 揺れがおさまるまでは、安全な場所で待機する。

(3) 公共交通機関を利用している場合は、乗務員又は駅係員等の指示に従う。

- (4) 安全が確認された後は、自宅又は学校のうち、より安全に移動できる場所へ向かうものとする。
- (5) 可能な範囲で学校又は保護者へ状況を連絡するものとする。
- (6) 道路の損壊、交通機関の運休その他の事情により移動が困難な場合は、安全な場所で待機し、学校及び保護者の指示を受けるものとする。

5. 登校前に大規模地震が発生した場合

- (1) 生徒は自宅待機とし、安全確保に努める。
- (2) 学校施設の安全確認が完了し、学校から連絡があるまでは登校を見合わせるものとする。
- (3) 学校から登校可能との連絡があった場合は、その指示に従い登校するものとする。
- (4) 地域の被害状況、交通機関の運行状況その他の事情により、生徒の安全な登校が確保できないと校長が判断した場合は、臨時休校その他必要な措置を講ずることがある。
- (5) 前号の措置については、学校ホームページ、連絡アプリその他の方法により周知する。

6. 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
 - ①学校は、国、地方公共団体その他関係機関から発表される情報の収集に努める。
 - ②原則として通常どおり教育活動を実施する。
 - ③教職員は避難経路、避難場所、安否確認方法その他の防災体制を再確認する。
 - ④校長は必要に応じて、学校行事、課外活動その他の教育活動の実施方法を見直すことができる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
 - ①学校は、国、地方公共団体その他関係機関から発表される情報の収集に努める。
 - ②原則として通常どおり教育活動を実施する。
 - ③教職員は避難経路、避難場所及び安否確認体制を再確認する。
 - ④生徒及び教職員に対し、地震発生時の対応について周知徹底する。
 - ⑤校長は、地域の状況、交通機関の運行状況その他の事情を踏まえ、生徒及び教職員の安全確保が困難と認められる場合は、授業、学校行事又は課外活動の中止その他必要な措置を講ずることができる。
 - ⑥宿泊を伴う行事、遠距離への校外活動その他特に安全確保に配慮を要する活動については、延期又は中止を検討する。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
 - ①校長は、生徒及び教職員の安全確保を最優先として、必要な措置を講ずる。

②原則として授業、学校行事、部活動その他の教育活動を中止し、臨時休校その他必要な措置を講ずる。

③在校中に発表された場合は、生徒を安全な場所で待機させ、保護者への引渡し又は安全が確認された後の下校を行う。

④登校前に発表された場合は、生徒を自宅待機とし、学校からの連絡があるまで登校を見合わせるものとする。

⑤学校は、学校ホームページ、その他の方法により、生徒及び保護者へ必要な情報を周知する。

(4) その他

①南海トラフ地震臨時情報の発表時における授業、学校行事、部活動その他の教育活動の取扱いについては、生徒及び教職員の安全確保を最優先として校長が判断する。

②前各号に定めのない事項については、国、愛知県、岡崎市その他関係機関の方針を踏まえ、校長が必要な措置を講ずる。